

Osaka Gakuin University Repository

Title	世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 Global Gender Gap Index Report and Act on Promotion of Gender Equality in the Political Field
Author(s)	有澤 知子 (Tomoko ARISAWA)
Citation	大阪学院大学 法学研究(OSAKA GAKUIN LAW REVIEW),第 44 巻 第 2 号:1-32
Issue Date	2018.3.31
Resource Type	Article/ 論説
Resource Version	
URL	
Right	
Additional Information	

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と

有 澤 知

子

はじめに

一)経済分野と日本 世界ジェンダー・ギャップ指数

- 政治分野と日本
- 健康分野と日本 教育分野と日本

世界ジェンダー・ギャップ指数とジェンダー不平等指 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立
- 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

Ŧī. おわりに

はじめに

男女共同参画社会基本法が平成一一年に成立してからもう少しで二○年になる。その間日本の男女平等は進んだの

だろうか。世界には男女共同参画に関する国際的な指標がいくつかある。それらの指標において日本の男女平等はど のくらいの位置にいるのかまず見ていこうと思う。国際連合の指標に関しては二〇一五年の指標しかなかったのでそ

れを用いて比較する。国連開発計画(UNDP)の「人間開発報告書」には三つの指標が書かれている。

第一に、「長寿で健康な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の三つの側面を測るもの

(平均

寿命、一人あたりの GDP、就学率等)として人間開発指数(HDI)がある。

一七	八	七	五	五.	四	11	11	1	順位	(人間開発指数)
日本	アイルランド	オランダ	シンガポール	デンマーク	ドイツ	スイス	オーストラリア	ノルウェー	国名	_
〇・九〇三	〇・九三三	〇・九二四	〇・九二五	〇・九二五	〇・九二六	〇・九三九	〇・九三九	〇・九四九	H D I 值	八八カ国中日本は一七位

等も女性優位の不平等も同じ扱いでランキングに反映されるジェンダー開発指数(GDI)がある。 各国のジェンダー 第二に、 人間開発における男女格差を示すもので、 開発指数のランキングは HDI における男女平等からの全体格差に基づいており、 男女別の人間開発指数 (HDI) の比率で示される指標がある。 男性優位の不平

(ジェンダー開発指数) 一六〇カ国中五五位

五五五	六	六	六	五	111	111	_		順位
日本	パナマ	クロアチア	スウェーデン	スロヴェニア	タイ	フィリピン	フィンランド	ウクライナ	国名
〇・九七〇	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	1.0011	1.001	1 . 00 1	1.000	1.000	G D I 值

亡率、 第三に、 国会議員の女性割合、 国連の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの 中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別)等) でジェンダー不平等指数 (妊産婦死 (GII)

と呼ばれる指標がある。

(ジェンダー不平等指数) 一五九カ国中二一位

八フィンランド	六 フィッラッド スロヴェニア	五 アイスランド	三 オランダ	スイス
ンド 〇・〇五六		ンド ○・○四八		〇·〇 <u>四</u> 〇

欧の国がどの指数においても上位を占めているのはやはり、男女平等が達成されている国であるためであろうか。 この三つの指数に比べて、男女の平等だけを経済、教育、 国 |連の指数は国の開発についての度合いも入っているので、日本もそれほど悪い地位にあるのではない。ただ、 政治、 健康の各分野に各使用データーをウエイト付けし 北

て総合値を算出し、その分野ごとの総合値を単純平均したのが世界経済フォーラムの出した「ジェンダー・ギャップ

指数 年には一一四位という不名誉な地位になっている。表はこの後で示すが、 (GGGI)」である。○が完全不平等、一が完全平等としている。 この指数にお なぜ日本はこれほど下位にいるのか、 W て日本は 兀 四 力

二.世界ジェンダー・ギャップ指数

どうしたらそれが改善できるかについて論じていくことにする。

順位を落とし、 別による格差を明らかにできることが特徴である。 ら各国の男女平等についての状況を調査し、ランキングを発表している。 表した。WEF は世界各国の政治家や経営者が集まる「ダボス会議」の主催団体として知られている。二〇〇六年か の男女平等の度合いを示した二〇一七年版「世界ジェンダー・ギャップ指数 スイスのジュネーブに本部を置く民間団体 メント指数 過去最低となった。 (GEM) には、 女性の政治参画が遅れているのが主な理由で、 国の開発レベルの影響を受け、 「世界経済フォーラム 日本は、 調査対象一 必ずしも男女間格差を示せないことに比べ、 (WEF)」は、二〇一七年一一 四四カ国のうち一一四位となり前年より三つ 国連開発計画から発表されるジェンダー (Global Gender Gap Index: GGGI)」を公 第四次安倍内閣 月二日、 0 世界各 性 工

同 本は 指数は、 女性 女性の地位を、 0 閣僚 や国会議員の少なさが目立ち、 経済分野、 教育分野、 政治は 政治分野、 一二三位と二○も順位が下がった。ジェン 健康分野の四分野で分析し、ランキング化してい グラー ギ る。

が

層

問

われそうだ。

指数 の計算で用いられたのは、 二〇一七年一月の (世界の女性議員の数を順位化した列国議会同盟 (IPU) の資料で

海外と比べると女性の政治

への進出は遅れている。

二日の衆議院選挙では定数の約一〇・一〇%に当たる四七人の女性が当選し、IPU においては一五九位になったもの 世界約一九〇カ国のうち一五九位であり、この順位の国は中東のイスラム圏の国やアフリカの国がほとんどで、

あり、

一〇月二二日の選挙以前

の衆議院

の女性

.議員比率は九・三%で IPU の順位でも一六五位であった。一○月二

門職や技術職で女性が少ない。 経済は一一四位と四つ順位を上げたものの依然低い水準である。男女の収入格差が大きいのが影響している上、 教育は識字率は世界一位だが、高等教育の進学率が一○一位と低く、 同分野全体で七 専

四位にとどまっている。健康は出生の男女のバランスの改善で、四○位から一気に一位に浮上した。 上 位一〇か国の顔ぶれは順位に変動はあるものの前年と同じ格差が少ない一位から五位までは、アイスランド、

ル ウェー、 フィンランド、 ルワンダ、スウェーデンの順である。

その他ではドイツ一二位、 アイスランドは女性の政治への参画が際立つほか、 イギリス一五位、 アメリカ四九位、 男性の育児休暇も普及している。 中国一〇〇位でいずれも日本より上で、

韓国 は

一方下位にはエジブト (一三四位)、サウジアラビア (一三五位) などアフリカや中 東諸 玉 [が多 八位だった。

この指数ではジェンダー間の経済的参加度及び高等教育達成度、 健康と生存、 政治的エンパワーメントという四種

○が完全不平等、 一が完全平等である。 表にして各国の指数を見ていくことにする。

類の指標をもとに格差を算定し、ランキング付けされている。

ジェンダー・ギャップ指数

	1 / E	19FV.		,		111 30.	TKLIE	C #X11	17121	C451)	9717		2回1/1	正地下	N 7 W	1AH	(11
一六	五五	四四	1 111		 	10	九	八	七	六	五.	四	111	11	_	順位	
カナダ(三五)	イギリス(二〇)	デンマーク(一九)	ナミビア(一四)	ドイツ(一三)	フランス(一七)	フィリピン(七)	ニュージーランド(九)	アイルランド(六)	スロヴェニア(八)	ニカラグア(一○)	スウェーデン (四)	ルワンダ(五)	フィンランド(二)	ノルウェー(三)	アイスランド(一)	国名 ()は昨年順位	
〇・七六九	〇・七七〇	〇・七七六	〇・七七七	〇・七七八	〇・七七八	〇・七九〇	〇・七九一	〇・七九四	〇・八〇五	〇・八一四	〇・八一六	〇・八二二	〇・八三三	〇・八三〇	〇・八七八	スコア	
一 一 八		一四四		100		八二		七一		四九		110	一九	一八	十一	順位	
韓国(一一六)		日本(一一一)		中国(九九)		イタリア(五〇)		ロシア(七五)		アメリカ(四五)		ラトビア(二〇)	南アフリカ(一五)	ブルガリア(四一)	ボリビア(二三)	国名 ()は昨年順位	
〇・六五〇		〇・六五七		〇・六七四		〇・六九二		〇・六九六		〇・七一八		〇・七五六	〇・七五六	〇・七五六	〇・七六八	スコア	

及び機会」のスコアが高

び機会」でもスコアが高い。一方「教育達成度」と「健康と生存」では、 が出やすい 性が多数命を落とした結果、 が足を引っ張っている。 0 間ではほとんど差が出ていない。 ランキングの 「政治的エンパワーメント」で非常に高いスコアを出している。 上位は 北 逆に上位にいるルワンダ、ブルジン、 欧諸国、 女性の政治家や従業員割合が多くなり、「政治的エンパワーメント」と「経済的参加 アイスランドは九年連続で首位の 北欧諸国の中では相対的に順位の低いデンマークは「政治的エンパワーメント」 ナミビア等のアフリカ発展途上国は、 座についている。 首位アイスランドから一一四位の日本まで また次に差が出やすい 北欧諸国 は、 評 「経済: 内戦の影響で男 価 いうち 的参加度及

が指摘されている。 が大きく両者共八三位となった、」二〇〇七年版の「男女共同参画白書」 界への進出率が低いこと、 率は一位であるが、 位に入っていた。日本は総合七九位であった。項目別では「健康」が寿命の伸びから一位、「教育」 ロジー、 続いてノルウェー、 の統計は二〇〇六年から取られているが、 工学、 数学の分野での男女比が大きく偏っていることが理由である。 高等教育進学率の差が大きく五九位となった。 男女共同参画の基本的法制度が整備されても、 フィンランド、 特に管理職への登用 アイスランドと上位を北欧諸国が占めた。 その時もっとも男女平等に近い国とされた総合順位一 (女性一○%)、議会への進出 実態は世界水準には程遠いことが課題である。 大学進学率で男女差があること、 でも女性の社会進出度は国際的 (女性九・三%)において男女の格 評価を下げた最大要因は経済界と政 アジア諸国では、 でも小中高進学 さらに科学テク 位は フィリピンが六 スウェ に低いこと ーデ

一三六カ国中一〇五位 (健康三四位。 教育九一位、経済参画一〇四位、 政治参画一一八位)

五年間のデ

 $\frac{}{}$ 四 年 兀 二カ 国 中 0 四位 健 !康三七位、 教育九三位、 経 済参画 〇 二 位、 政治 二九 位

G 7 本の 数で世界 女間に差が大きいとの評価で世界ランクがいずれも一○○位以下となった。その中でも最も低い 数、 分野では、 二九 二〇一六年 日 評 諸国とロシアを含む八カ国 本は二〇 七年 Ŧi. 価 は 一二九位である。 理職、 男女間に不平等は見られないという評価で昨年同様世界一 項目ごとに優劣がはっきりしている。 一五年が一〇一 几 兀 四 女性教授、 四 几 Ŧī. 力 力 力 国 国 国 中 中 中 その他の項目でも五〇位を超えるランクは一つもない。 0 女性専門職、 位、二〇一六年が一一一位、 四位 の中でダントツの最下位である。 位 位 (健康 健 健 康 康 高等教育 四 四 位、 二位、 位、 読み書き能力、 教育七四位、 教育七六位、 教育八四位、 (大学、大学院) 二〇一七年が一一 中国も男女差別がある国のように見えるが、 経 経済参画 経済参画 初等教育、 性済参画 に占める女性の割合、 位のランクであるが、 一一八位、 四位とどんどん順位を落とし 〇六位、 中等教育(中学校、 四位、 全体順 政治 政治参画一 政治参画 参画 位 労働賃金、 が 女性国会議員数では 0 〇三位 高校)、 四 四位という結果 が女性の国会議 位 女性政 平均 てい 高等教 沿治家

本よりもかなり 高

日本とは全く逆の傾向にある。

ちなみに中

国

一の人民代表議員数ランクは六一位と日

世界ランクー

位を獲得している。

一方で中等教

育

出生率、

平

均余命では

は

男 員

0) 0) \mathbf{H}

育と教授

・専門職で男女平等と評価され、

女性管理 本は、 職 比率ばかりが注目されるが、 厚生労働 省が 旗 を振 ŋ 企業も性別多様化に力を入れてい 大学や国会議員も同じくらい足を引っ張っていることを忘れてはならない るが、 毎 年 順 位 が落っ ちて V 報道 では

経済分野と日本

大阪学院大学法学研究 2018 (44-2-10) 10 指定職 にはパ 会のために公務員も企業も変わらなければならないのではないだろうか。 を捨てて、また、 職の女性を増やす新しい考え方も導入しなければならないのではないかと思われる。 育児休暇など勤続年数に関することについては、 されている。 優先法や男女平等法などをもっていて、公務員における女性が寡少な分野には女性を昇進させるような取り組みがな 係長相当職が二二・二%である。 理職に女性の数が少ないことである。 くないものの、 二%前後である。 済分野の評価項目では、 1 相当が三・〇%、 タイムが多いことを示唆している、 民間においては、 収入の男女格差が大きいこと(所得格差) 企業戦士となるような無駄な残業を課すのをやめて、 まずは公務員から管理職を増やす努力をしなければならない。 本省課室長相当職で三・ 労働参加率は七八%で七九位、 部長級が六・五%、 地方公務員においても管理職の割合は都道府県が七・七%、 管理職の女性比率は一四%で一一六位である。 しかし、 それができるような社会でなければならないことを理解して、 五% 課長級が九・二%、 低評価 本省課長補佐相当職、 が五二%で一○○位と低評価となっている。これは、 賃金の男女差は六七%で五二位とそれほど男女差が大き の一番の原因は、 健全なワークアンドバランスを実現できる社 係長級が一六・二%である。 国の地方 社長、 ドイツにおいては各ラント 終身雇用、 国家公務員の管理職については 方機関課長が八・ 取締役などのリー 政令都市、 年功序列の古い考え 家事との 五. 市区 ダー的 %であり、 両立 -が女性 一町村で 管理 女性 P

〇一位になっている。

また専門職・技術職の女性比率も六五%で

政治分野と日本

政治分野の日本の順位は 四四カ国中一二三位でスコアは〇・〇七八となっている。 ちなみにアイスランドは○

七五〇である。 政治分野にお 計算の根拠は一 いては、 国会議員の男女比が偏っていること、 月現在の列国議会同盟 (IPU) の資料等である。 女性閣僚の比率が低いこと、 女性元首が誕生してい

な

いことなどが響いて低評価となっている。

(44-2-11) 世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(有澤) 女性議員の数の比率は、 選挙前のものであるが、 衆議院の女性議員比率が九・三% / 男性議 員九〇 七%でスコ ア

比率が一〇・一〇になり、 は○・一○二で一二九位になっている。 IPU の順位も一五九位になったが、スコアも○・一一二になったにすぎず。 IPU の順位でも一六五位であった。一〇月二二日の選挙で衆議院の女性議 世 界 0) 平均 ス

コア〇・二七九には程遠い。

ないことにもつながる。

政治分野における男女共同参画推進法が六月一〇日に成立した。 議員の立候補者を男女平等にするもの

もっと民主主義をしっかりと実現してほしい

女性議員の数が少ないということは有権者の半数以上を占める女性の意見が反映されて

が、 進を目指してい 閣での 女性は政治に向 女性閣僚 るのなら議員に限らず、 の比率は○・一八八で八八位である。 かないという古い考え方を変え、多少女性議員が衆議院でも増えるのではないかと思われ 民間からでも女性閣僚をもっと任用すべきである。 世界の平 −均スコアは○・二○九であるので、 女性 の活

11 とを考えると、 るので六九位になってい 過 去五○年の女性元首の在任期間については日本では在任期間はなく○である。これについては他 クリーンな女性がなることも良いと思うが、 る。 しか し世界の 平均スコアは〇 ·二〇〇である。 世論がまだ女性議員が少ないこともあり女性が政治家に 男性 0 政治家が不祥事を起こしてい の国でもあり得

いる。

なること自体の意識が醸成していないと思われる。

政治の分野で日本がすべきことは、まずどうしようもなく世界の動きから遅れている深刻さを認識すること。IPU

の順位を見ても世界一八〇カ国の中で一五九位で先進国では考えられない順位である。

ェンダー・ギャップ指数では衆議院議員の女性議員数を対象としているが、その背景には参議院

(参議院

はかろ

る。 市区議員は うじて二○・七%であるが)、地方議員を含む全ての議会に女性議員が少ないことがある。 日本では都市部では高まってきても郡部では低くなっており、 四 四 % 町村議員は九・七%に過ぎない。 諸外国では地方議会の方の女性議員比率が高くなってい 日本の町村議会の約三割が女性議員ゼロになって 都道府県議員は九・八%、

知らせる、女性議員が増えるとどのような変化が生まれるか知らせることが必要である。 女性議員の少なさを知らせる、 女性議員が少ないことの問題を知らせる、 なぜ女性議員が少ない のか障壁の 育在を

〔三〕健康分野と日本

病が三割、 日本は男性の健康寿命が七〇・六年、 GGGIでは健康は○・九八○で一位、 認知症や高齢による衰弱、 女性の健康寿命が七五・ 関節疾患、 出生時の男女比は〇・九四四で一位。 骨折、 転倒が五割となっている。 五年で一位である。 健康寿命も一・○六○で一位である。 団塊の世代が七五歳以上となる二 介護が必要になる要因は生活習慣

きるよう、 〇二五年をめどに重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることがで 医療、 介護、 予防、 住まい、 生活支援が包括的に確保される体制、 地域包括ケアシステムの保障を実現す

くことが必要であるとしている。

七五 ケア包括システムは保険者である市町村や都道府県が地 めにも地域包括ケアシステムの構築が重要であると思われる。 ることが 一歳以上 目 一の人口 指され てい 0) 増 る。 **加は緩やかだが人口は減少する町村部等高齢化の進展状況には大きな地域差が見られる。** 今後、 認知 症高 [齢者 0) 増 加が見込まれることから認知症高齢者 人口 lが横ばいで七五歳以上人口が急増する大都: の地 域での生活を支えるた 地 域

域

の自主性安体制に基づき地域

の特性に応じて作り上げて

期発見には、 骨粗しょう症等の生活習慣病が増加していることから、 また健康寿命をのばすには、 特定健診、 特定保健指導の受診率の向上が必要であり、 医 療 0 進歩により平均寿命が延びる一方で、 がん検診受診率の向 生活習慣病発 上が必須である。 が Ą 症予防、 虚 血 性 心 健康寿命をの 疾患、 生活 習 脳 慣病 卒 中 の予 ばすために 糖 尿 病

を総合的に捉えて障害を予防する背策が必要である。 要である。また、 は、 質量バランスがとれた食事、 女性の健康寿命をのばすためには、 減塩、 植物繊維摂取、 健 子宮頸がん、 康に関 過度の飲酒をしない、 する教育の重要性、 乳がんの早期発見、 禁煙、 性差に応じた的 適度な運動を心がけることが必 受動喫煙の 確な医 問題、 女性の人 女性 生 0

四 教育分野と日

健康、

妊 妊娠、

出産、

育児、

介護の支援の推進が必要とされる。

(STEM) 字率、 分野 初中高等教育 での男女比が大きく隔 \sim 0 進学率の男女比は、 たっていることがスコ 位であるが、 アが 大学進学率、 ではなく〇 科学、 九九〇となって テクノロジー、 V る 理 工 由 学、 、ある。

大学進学率では (絶対数は日本の方が高いものの) 女性の方が男性よりも高い国もあり、 その点は日本が不利になる。

(リケジョ)を増やそうとしている。

男女差別であるという批判を生み学長辞任に発展したこともあった。 科学分野での女性の進出 改善は容易ではない。 メリ カでも日 本でも STEM 分野の アメリカでは、二〇〇五年に L. サマーズ 0) 遅れについて「生来の適性の差 男女差があることは、 (inherent difference)」という仮説もあると発言したが、 大学関係者、 (当時) 日本は、 ハーバ 政 策担 内閣府の男女共同参画事業で理科系女 ード大学学長 当 者 0) 間 で問 が、 題 内 視され .輪 0) 研 究会で たが、

7

キア 間になっており、 学校の校長の占める女性割合は六・一%で参加国平均は四九・ が、三一・七%である。 者の就職難も問題になっており、 三〇%を超えている。日本は一五・三%と少ないのも教育分野の低い地位の原因になっている。 研究者に占める女性割合の国際比較を見てもアイスランドが四五・六%で一位、 デンマーク、 七%で、 が四〇%を超え、 教授等も三七・ 教授等は一 アメリカ、ベルギー、 アジアの スペイン、ギリシャ、ノルウェー、イギリス。ポーランド、 教頭以上も小学校が二一・三%、 Ŧi. 「国は四○時間を超える国もあるが、 五%である。なお女性教員割合は、 四%を占めるにすぎない。 その原因になるかもしれない。大学・大学院の教員総数に占める女性 スウェーデン、チリ、スイス、アイルランド、 それに比べて短期大学は教員総数に占める女性 中学校が八・四%、 日 小学校が六二・三%、 四%であっ П ッパ た。 の国 仕事 ...は四○時間未満が多数を占めている。 高等学校も八・一%である。 ポ ・時間も日本がダントツで週五 トルコ、スロヴェニア、 中学校が四三・〇%、 i フィンランド、 1 ガ ル、 日本にお エ ストニア、 ンガ いては 0 の割合は二 割合が H 高等学校 ij ス 本 ĺ 研 タリ 口 が バ 五 究

教育におけるジェンダ

ー平等を進める課題は、

次の通りである。

等教育を受けた女性

の活躍

理

京

分

野

0 選択 を進

める

口

1 ル モ デ

員や 教 女性中高校生の理工系人材の育成 女性研 番の 員の 閣 間 男女共同参画 究者が働き続けやすい 題である政治家、 管理職 公務員や企業の管理職 環境 の女性を増やす、

男女共同

参

画

0 理

解

し日 することが重要である、様々な視点があることで新規事業の成否の判断がより的確になる、 の第三次安倍晋三第二次改造内閣では二○名中三名)。今後も能力がある女性は民間人登用、 純 「女性枠」を設けるという発想ではなく「女性登用が企業の利益にとってプラスになるというロ 郎政権 本では、 僚については、「女性枠」を明示的にも受けない限り、 (二〇〇一~〇二年) が五名の女性を採用してから、 例えば国会議員に男女別の選挙を行うという提案はおそらく受け入れられない。 の女性比率をあげるためにはどうしたら良いのだろうか。 選挙の結果を左右するような有効な手段はな 女性を増やそうとする努力の跡は見られる。 企業幹部の方も、 女性閣僚は第一次 ジックを開 (現在 単に 会議 証 小 明 泉

己目的化しない範囲で、このランキングの他の先進国とどこが異なるのかという視点を持つことも良いかもしれな でに 「男女共同参画」 の旗を掲げているのであるから、 女性の活躍のためにはランキングを引き上げることが自 る、

危機対応能力が高まると言えるのではないだろうか。

不祥事を防ぐことができ

世界ジェンダー・ギャップ指数と世界不平等指数

世界経済フォーラムが二〇一七年版ジェンダー・ギャップ指数(GGGI)を発表した。これは各国の男女格差を表

したもので、 方、日本のメディアは取り上げないが、国連開発計画(UNDP)の出しているジェンダー不平等指数 日本は一四四カ国中一一四位という不名誉な結果だった。

(GII) と

指数)に変え、二○一○年に新たに導入したものである。以下三つの分野における五つの指標を用いて男女間の不平 いう指標では日本は一八八カ国中二一位という結果になっている。これまでの GEM(ジェンダーエンパワーメント

①妊産婦死亡率

生徒生殖に関する健康分野

等を測定する。

②若年 (一五歳~一九歳) 女性一、〇〇〇人あたりの出産数

エンパワーメント分野

③国会議員女性割合

④中等教育以上の教育を受けた人の割合 (男女別

労働市場分野

⑤労働力率 (男女別

GEM が政治・経済分野の女性参画度を中心に算定していたのに対し。GII は女性の健康や教育水準を評価項目に

る。

(44-2-17) 世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(有澤)

発の 部分を重視したためである。 加えてい 可能性を奪うものとして、 これは・ 人間開発の 開発の進んだ先進国が優位となる傾向があり、 教育格差や妊産婦の死亡率、 自的 が 「選択肢の拡大と自由の達成」であるという基本理念にあり、 若年女性の出産率など、 日本の国際ランキングは一三八カ 貧困問題に関係 の深い 女性 から 基 一礎的 人間

開 な

一位だった。

多様な分野でのジェンダー不平等の全てを単一の指数で表すことができないという理解が前提となるが。 GII と

GGGI のランクの差が、 国の開発レベルに比べ、 男女平等の進まない日本の現状を浮き彫りにしている。

GIIのデータ 二〇一二年 四八カ国中二一 位

二〇一三年 几 九 カ 玉 中二五: 位

二〇一四年 二〇一五年 五九カ国中二一 Ŧi. Ŧī. カ 玉 中二八位

の指標の特徴を述べた上で比較をしてみる。 同じ男女平等について調べた指標にもかかわらず、 こうも極端な違いが生まれるのはなぜなのだろうか。 それぞれ

本的なスタンスとその各分野の中でどのような項目を選ぶかが異なる。

健康分野、

政治分野、

経済分野とそれほど変わらない

が、

基

0)

両者が男女格差を図る分野は大まかに教育分野、

17 た国 の発展レベルによる差を排除し、 エ ンダー不平等指数がある程度国の発展度合い 各国の「男女格差のみ」を測っているという違いがある。 も関係しているのに対 ジ エ ン ダー ギ t 例えば、 ッ プ指数はそうい 大学進学率

男性 ということになる。 することを意図して作られたものなので、途上国より遅れているという言い方にはあまり意味がないことになる。 といった記事もあるが、そもそもジェンダー・ギャップ指数はそういった先進国、途上国の差を排除してランク付け 五〇 一本に関する項目を見ると、 女性四 ジェンダー・ギャップ指数を持ち出してアフリカなどの途上国より日本は男女格差が遅れている \ % の国より大学進学率男女共に○%の国の方がジェンダー・ギャップ指数では順位 日本は妊産婦死亡率が低く、これがジェンダー不暴動指数のランクを引き上げる一

因

くが、逆に妊産婦死亡率の高いフィリピンのような国はジェンダー不平等指数と比べ、ジェンダー・ギャップ指数 プ指数ではランクが下がる。しかし、大学進学者の数では日本の方が他国より多いのではないかと思われる。 教育での男女格差がほとんどない日本にとって有利になるが、高等教育の就学率も考慮しているジェンダー・ 順位が高くなる結果となる。他にはジェンダー不平等指数では教育格差を中等教育の就学率で測っているため、 ジェンダー・ギャップ指数では採用されていない。このことはジェンダー・ギャップ指数のランクで日本に不利に になっているが、そもそも男性は妊娠することがないので男女格差を測定することが不可能なため妊産婦死亡率は の進学率については確かに男性の方が多いが、どの学科を選択するかはその人の個人の問題ではないかとも思われる。 女性議員の少なさや男女の賃金格差が日本のランキングを下げているのはジェンダー不平等指数でもジェンダー ギヤッ

このように色々な要因が重なって男女格差を図るランキングでもこれだけ結果に違いが出ている。 これ は日本以外

ギャップ指数でも変わらない。

でも起こっていることで例えば韓国はジェンダー・ギャップ指数では一一八位であるが、 〇位、 逆にフィリピンは、 ジェンダー・ギャップ指数では一〇位であるが、ジェンダー不平等指数では一一六位と ジェンダー不平等指数では

を国

政に届けるためにも、

女性議員を増やすことは不可欠であると思われる。

なって

差という同じテーマを扱ったランキングでも、 日本が健康分野で高評価である点や、経済分野や政治分野で低評価といった大まかなところは一致している。男女格 このように GGGI と GII で大きくランクが異なるがどちらの指数があてにならないとか間違っているのではない。 何を重視し、どんな要素を採用するかでこれだけ結果が大きく変わ

てくるということである。

れているのかもしれない。 13 終身雇用制度に原因があるのでそれを見直せば良いのが、 治分野における女性の社会進出が進んでいないといったところが問題である。女性が社会で活躍するのが 両者を比較すると見えてくる日本女性の現状は、 男は外で働き、 女は家庭を守る」という考えも変わっていないことが、 六月一○日に政治分野における男女共同参画推進法ができた。 健康は世界トップレベルで、教育はそれなりだが、 理解が進んでいないためなかなか改善していない。 政治分野や経済分野での女性の地位に現 民主主義を実現し女性 経 雑し 済 分 野 まだ のは P 政

四 政治分野における男女共同参画 0) 推進に関する法律

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の成立

女性議員を増やすと言ってもいろいろな方法がある。 G7各国における政治分野 への女性の活躍促進策を見てみる。

法令上のクォータ制」をとっているのは、フランスとイタリアである。

者の

四〇%未満の場合には、

公的助成の交付額を最大一○%削減する。

男女差は当該政党の全候補者数の二%以下とするというものである。 フランスの選挙制 度は、 小選挙区制で二回投票制をとっている。 下院におけるクォータ制として各政党の候 議員選挙では、 男女の候補者の比率の差が二% 0

を超えた政党に対しては制裁として助成金を減額する。

クォータ制として、 イタリアでは、 多数派プレミアム付き比例代表制 いずれの制の候補者も五〇%とする。 (原則非拘束名簿式) 候補者名簿は男女交互に掲載する。そして一方の性が候 の選挙制度が取られている。 下 -院に における

占めなければならない。」と規定された。議員数を確実に増やすのはこの方法が最も効果的であるが、 ル ワンダの上院で採用されている。ルワンダでは二○○三年に憲法で、「意思決定の場では女性は最低でも三○ その他の法令上のクォータとしてはあらかじめ女性議員の比率を定めて議席を確保する議席割当制がある。 割当制は個 これは 人

人権を侵害することにも繋がるし、議席の割り当てを日本で採用することは難しいであろう。

九九四年には三分の一、一九九八年には四〇%と段階的に割り当て比率を高めた。 ドイツでは、 政党によるクォータ」をとっているのがドイツとイギリスとカナダである。 社会民主党が、一九九〇年に候補者名簿に占める女性割合を二五%以上とするクォータ制を導入し、

の候補を立てるツイン方式をとる。また、女性単独候補者制 ギリスでは、 候補者を女性のみとする)を導入している。 労働党が隣接する二つの選挙区を一括りとみなし。 (引退議席の半分と労働党が有利な選挙区のうち半分に 一方の選挙区で女性、 もう一 方の選挙区で男性

カ

ナダでは自由党が議会の党候補者の三分の一を女性にしている。

補者の支援するウイッシュ・リストがある。 0 呼びかけ等をしている。 のインセンティブ付与として、アメリカでは、 例として、民主党には女性候補者の支援するエミリー 民間 の選挙支援組 織による資金援 ズ・リストが 助、 ?あり、 女性候補者 共和党の

0

表

女性 渡欧

にも施行される見通しである。 日 本では、「政治分野における男女共同参画推進法」が五月一六日参議院本会議で全会一致で可決成立し、二三日 国政選挙などで男女の候補者数を「できる限り均等」にするよう政党に努力義務を課

玉

ので罰

則はない。

際的に遅れている女性の政治参画を後押しすることを狙う議員立法である。

ただ罰則規定がない理念法で、

各党

(44-2-21) 世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(有澤) 組みも求める。 確に反映されるために一層重要」と意義付けた。衆参両院や地方議会の選挙で候補者を擁立する政党や政治団体に、 0) 自 |両院や地方議会の選挙で男女の候補者数を「できる限り均等」とするよう求める。 主的な取り組みが問 国や自治体には、 われる。 国内外の状況に関する実態調査、 同法は男女が政策立案・決定に共同参画する機会の確保が「多様な国民の意見が的 啓発活動などの「必要な施策」の策定・ 目標の設定など自 主的 実施 な取 0) 泥

時立ち往生した。 同 法は二〇一五年に超党派議連 伝統的家族感を重視する保守系議員らが「女性の社会進出が少子化を生んでいる面もある」(西 (会長 = 中川正春元文部科学相) が原案をまとめたが、 一六年の自民党内の で

区義務を課す。

田昌 司 参議院議員) などの異論を唱えたためだ。 男女同数だった条文は、 自民党内合意を優先して均等と曖昧な表現 秋 0)

に後退した。 「昨年の通常国会で成立の見通しだったが、 森友学園問題などによる国会の混乱で持ち越され、

衆

が男性で選挙区は男性現職で埋まっている。党幹部は「『男女均等のために次の選挙に出るな』とはいえない」と指 (二〇九人) 議 院 の解散で廃案となった。 と過去最高だったが、 同法は自民党への影響が大きい。 自民党は八% (二五人) にとどまった。「一強」で膨らんだ衆参四○七議員の多く 一七年衆議院選挙の女性候補 著は全体で一七・

摘する。一方で候補公募の際に女性を優遇する意識は浸透する」との見方も示した。 難しさは野党も同じである。 国民民主党の舟山康江参議院国会対策委員長は記者会見で「初当選時は一番下の子供が一歳、 野党幹部な「育児・出産など女性が政界進出しやすい環境が整っていない」 家族や近所 と漏ら

ると全然違う。 んが見てくれなければ、 最終的に五割を目指す過程の中で 国会議員の仕事は到底無理だった」と振り返る、その上で「意思決定の場に女性の視点があ (議席や候補者の一定割合を女性とする)クォー 夕制の検討も始

理念法でも意義は大きいと強調した。 連幹事長当時に原案をまとめた野田聖子女性活躍担当相は「多様な民意が反映される政治を作る第一歩が 立 候補をためらっていた女性たちが勇気を持って立ち上がる機会が増えると期待している」と記者団 ス クー 語

る必要がある」と課題を指摘した。今年四月全党が一致し、

衆議院内閣委員長の提案として再提出された。

下院 日 の調査では日本は一九三カ国中一五九位である。 国会議員の女性比率は衆議院一〇 % (四七人)、 参議院二〇・七% (五〇人)。 列国同盟 の各 国

政治分野における男女共同参画推進法の提出理由は次のようなものである。

的 治 確に反映されるために一 分野 おける男女共同参 層重要となることに鑑み、 画が、 国または地方公共団体における政策の立案及び決定にお 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に V て多様 な国 民 この意見

を定め、 るため、 並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、 男女共同参画社会基本法の基本理念に則り、 政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原 政治分野における男女共同参画の推進に関す

則

る施作の基本となる事項を定める必要がある、これがこの法律案を提出する理由である。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の概要

この法律はどんな法律であるのか。条文については次に規定することにしてわかりやすくするために概要を示すこ

目的 第一

とにする。

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、 もって男女が共同して参画する民主政治の発展

ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

1

衆

参議院及び地方議会の選挙において、

政党等の政治活動の自由を確保しつつ、

男女の候補者の数

基本

原 則

(第二条

2 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。

3 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。

とする。

基本原則にのっとり

責務等 (第三条及び第四条)

①国及び地方公共団体の責務

政党等の政治活動の自由及び選挙の構成を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるもの

②政党その他の政治団体の努力

努めるものとする。

当該政党等に所属する男女のそれぞれの紅色の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう

実態の調査及び情報の収集等 (第五条)

几

基本的

施策

啓発活動(第六条)

環境の整備 (第七条)

3 2 1

4

人材の育成等 (第八条)

自的

五 法制上の措

置等

実態の

調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、

必要あると認めるときは、

必要な法制上又は財政上の措置等を

ずるものとする。

平成三〇年五月二三日公布・施行

(三)政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

第一 条 その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、 参画社会基本法 案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」 0) て、その基本原則を定め、 官房長官、 の法律は、 (次条におい 内閣総理大臣補佐官、 社会の対等な構成員である男女が公選による公職または内閣総理大臣その (平成一 て「公選による公職等」という。)にある者として国または地方公共団体に 一年法律第七八号) 並 びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともの、 副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町 の基本理念に則り、 政治分野における男女共同参画の推 他 政治分野におけ 0 お 玉 をいう。) ける政策 務 大臣、 進に 男女共同 る男 内 村 つ 0) が 立. 長 閣

女共

へ同意

画

0)

推進に関する施作の基本となる事項を定めることにより、

持って男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

政治分野における男女共同

参画

を効果

的

か

積極的に推進し、

しつつ、

(基本原

第二条 おいて、 政治分野における男女共同参画の推進は、 政党その他の政治団 体の候補者の選定の自由、 衆議院議員、 候補者の立候補の自由その他の政治活 参議院議員及び地方公共団体 の議会の議 頭の自 員

由を確保

0

男女の候補者の数が出来る限り均等となることを目指して行われる者とする。

二 政治分野における男女共同参画の推進は、 うにすることを旨として行わなければならない。 推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女がその性別にかかわりなく、その子生徒能力を十分に発揮できるよ たは参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通 つ性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度または慣行が政治分野における男女共同参画 自らの意思によって公選似寄る公職等としての活動に参画し、 ま 0 か

ばならない。 公選による公職者としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として行わなけれ 政治分野における男女共同参画の推進は、 男女がその性別にかかわりなく相互の協力と社会の支援の下に、

国及び地方公共団体の責

ものとする。

第三条 しつつ、政治活動における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、 て単に「基本原則」という。)にのっとり、 国及び地方公共団体は前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則 政党その他の政治団体の政治活動の自由および選挙の公正を確保 及びこれを実施するよう努める (次条にお

(政党その他

(44-2-27) 世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(有澤)

の政治団

0) `努力)

第四

条

政党その他の政治団体は、

基本原則にのっとり、

政治分野における男女共同参画の推進に関し、

自主

的に取り

当該政党そ

0

他

の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、

第五

条

国は、

政治分野における男女共同

参画

の推進に関する取り組みに資するよう、

分析及び提供

(事項及び第九条に

国内外における当該取

ŋ 組

0)

おいて「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

状況に関する実態の調査並びに当該取り組みに関する情報の収集、整理、

地方公共団体は、

おける実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みに資するよう、

当該地·

方公共団

体

(実態の調査及び情報の収集等)

う努める者とする

第七条

国及び地方公共団体は、

政治分野における男女共同参画の推進に関する取り組みを積極的に進めることがで

(環境整備

(人材の育成等

きる環境の整備を行うようと努めるものとする。

第六条

国及び地方公共団体は、

政治分野における男女共同参画の推進について、

国民の関心と理解を深めるととも

必要な啓発活動を行うよう努めるものとする。

(啓発活動

第八 条 玉 及び地方公共団 位は、 政治分野 における男女共同参画が推進されるよう、 人材の育成及び活用 に資する施

策を講ずるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第九 条 同 参 玉 画 は 0) 推進のために必要な法制上またh財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。 実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、 必要があると認めるときは、 政治分野における男女共

附則

この法律は公布の日から施行する。

政府は、 政治分野における男女共同参画 本法の施行にあたり、 次の諸点について適切な措置を講ずべきである。 の推進に関する法律案に関する付帯決議 (平成三〇年五月一 五日参議院内閣委員会

当該調査への協力の依頼を行うこと。 別人数並びに国政選挙における立候補届 関する実態調査、 る女性の割合、 本法第五条 (実態の調査及び情報の収集等)の規定に基づき、 議会における両立支援体制の状況、 研究、 資料の収集及び提供を行うこと。 出時の男女別人数の調査結果を提供するとともに、 政党における女性候補者の状況、 また総務省は、 内閣府は、 地方公共団体の議会の 首長、 閣僚、 女性の政治参画 国会議 地方公共団 議員及び長 員及び政党におけ への障壁等に 体に対する の男女

本法第六条 (啓発活動) の規定に基づき行わ れる啓発活動に資するよう、 内閣 一府は、 国内外の政治分野の男女共

同参画

の推進状況に関する「見える化」を推進すること。

に関する調査及び情報提供を行うこと。 本法第七条 (環境整備) の規定に基づき、 また総務省は、 内 閣 一府は、 国会及び 地方議会において女性を含めたより幅広い 地方議会におけ る議員の 0 両立支援体制 層が議員とし 0 環境

几 て参画しやすい環境整備について検討を行うこと。 本法第八条 人材の育成等) の規定に基づき、内閣 府は、 各種 研 修や講演等の り場にお

画

の推進状況や女性の政治参画に関する情報等の資料の提供を行うこと。

また総務省は、

内閣府と連携して男女共

いて活用

可

能

な男女共同

性 同 模擬議会」 参画をテー 等の自主的な取り組みの紹介を行うこと。 マとする啓発活動を実施するとともに、 各種、 研修や講演等の場において書く地方議会における「女

右決議する。

五.おわりに

ダー 本の ギヤ 男女平等は進んだのかということについて、まず、 ップ指数について見てきた。 日本は、 健康、 教育については、 世 界の男女平等を指数化して順位付けをした世界ジェ 男女平等であるが、 女性 の社会進出に

て平等に取 まだ女性の能力が特に政治分野と経済分野において認められていないことが明らかになった。 ŋ 扱 わ ħ てい な V か 政 策 方針決定家庭の 女性の参画 が 14 か に進んでい ない か、 世 昇 11 0 玉 かに社会にお 々に比べると

恥ずかしい限りである。

日本より

順位の下なのは中東のイスラムの

国

かアフリ

カの発展途上の国しかない

のである。

政治に反映

労働をしなければ昇進でいないようなシステムを変えていかなければならないのではないだろうか 会均等法が一九八五年に出来てから三三年たち、 なのではないのだろうか。 増やしていかなければならない。 次は経済的分野における管理職を増やすことが課題である。 本省課室長相当職 0) 民間企業においても課長級は一〇・三%、 |国家公務員の四・一%や都道府県における本庁課長相当職 ドイツの第二次男女平等法やラントの女性優先法や男女平等法のような法律が 改正も一九九七年に行われている。 現在女性国家公務員の採用は三〇%を超えてい 部長級については六・六%である。 終身雇用や年功序列 の職員が九・三%という割合を また長時間 ま

ŋ 女性も資格をとる職業においては増えている。 医師も二〇 · 四 %、 歯科医師が二二・二%、 検察官で二二・九%、 薬剤師に至っては六六・一%を女性が占めている。 裁判官が二〇・七%、 弁護士が一八 それに比べて大

学教授が一 Ŧī. 四%、 研究者も一五・三%と低い。これらの数を増やすことも課題である。 いま日本ではゴー

ア

(44-2-31) 世界ジェンダー・ギャップ指数報告書と政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(有澤) に辞めざるを得ないケースも多々あるからである。そのためにも女性目線の法律の制定や改正が必要である。 所の充実や家事負担の軽減などの課題も克服しなければならない。現在医師不足と言われているが、子育て等のため ンド・タイムテーブル方式をとって、二〇二〇年までに女性比率を増やそうとしている。 しかしそのためには、

それらの課題を克服するように真面目に考えていく必要があるのではないだろうか。このままでは少子 界のジェンダーギャップ指数も一面でははっきりと男女平等の度合いを示している。 化

進

女性が労働市場で活躍しなければ、 年金の受給も難かしくなるのではないかと思われる。 何よりも男女共に生活

しやすい社会になるように社会を変えていかなければならないのではないかと思われ

る。

〈参考文献

内閣府男女共同参画局 男女共同参画に関する国際的な指数 http://www.gender.go.jp/internarionao/int_syogaikoku/in·····

の一人間開発報告書」より

GGGI については世界経済フォーラム「グローバルジェンダー・ギャップ報告書」

Human Development Report 2016

http://hdr.undo.org/en/data

HDI, GDI 及び GII については国連開発計画(UNDP)

GlobalGender Gap Report 2017 http://www.weforum.org/reports/the-global-gender-gap-report-2017

内閣府男女共同参画局 「共同参画」二〇一八年一月号

http://www.gender.go.jp/public/kyoudosanaku/2017/2

「GGGI 教育分野のランキングは七四位~昨年より若干上がりましたが~」 「二〇一七年 GGGI 総合一一四位、 経済 一四位」 国立大学法人日本社会事業大学理事長 独立行政法人 国立女性教育会館 (元内閣府男女共同参画曲調) 中 -野洋恵 名取はにわ

31 「GGGI2017と女性の健康」BPW 東京クラブ、千葉県市原保健所長、 藤川真理子

世界「男女平等ランキング二〇一七」日本は一一四位で昨年より三位後退。 北欧諸国が上位 株式会社ニューラル サステナビリ

日本経済新聞「日本一一四位、過去最低、世界の男女平等ランキング」 http://www.nikkei-com/article/DOXMZO22985930R0…… ティ研究所 http://susutainablejapan.jp/2017/11/2/gender-gap index……

・「ジェンダー・ギャップ指数」公益財団法人 日本女性学習財団 http://www.jawe2011.jp/keywo0d.cgi?nu·····

伊藤隆敏「ジェンダーギャップ指数」世界一一一位、日本の問題と解決策は」 https://forbesjapan.com/artidles/detail/14902/2/1/1

・「ジェンダーギャップ指数で日本が過去最低の一一四位に後退 一方でジェンダー不平等指数は二一位の高順位 http://yuru-ku.com/2017/11/04/reason-for deffierence-b 理由は?」

http://jawe2011.jp/cg/keyword.cgl?num=n0·····

https://mainichi.jp/articles/20180517/ddm/001/010/14······ 毎日新聞「政治分野の男女共同参画推進不成立 男女候補者「均等」に 罰則規定なし

「ジェンダー不平等指数」公益法人 日本女性学習財団